

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 企画部
宇久行政センター(住民課、産業建設課、宇久家畜診療所)

3 監査の期間 令和元年5月27日(月)～令和元年6月11日(火)

4 監査の範囲及び方法

平成30年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

収入事務、支出事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

【指摘事項】

1 収入事務について

- ① 行政財産目的外使用料ほかにおいて、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。
(宇久行政センター住民課)
- ② 家畜診療所手数料において、佐世保市財務規則第78条第1項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。
(宇久行政センター宇久家畜診療所)

慣例的に事務処理を行うのではなく、条例・規則等の再確認や、決裁者によるチェック体制の強化により、同じ誤りが繰り返されないようリスク管理調査表を活用し、事務処理体制の確立に取り組まれない。

2 支出事務について

- ① 使用料（自動車航送運賃）において、職員に私金で立て替えて支払させたのち、当該職員に対して使用料を支出していた。
(宇久行政センター産業建設課)

公金の支出事務に対する基本を疎かにせず、法令等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

3 財産管理事務について

- ① 備品において、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び保管をしていないものがあった。
(宇久行政センター住民課)

他部局でも再三指摘している事項である。備品は市民の財産であることを再認識し、管理者が責任を持って管理を徹底されたい。